

十五 部活動



1. 目的

- (1) 部活動を通して、自主的・自発的な態度と責任感を養い、生徒対教師・生徒相互の望ましい人間関係を深め、所属感や連帯感を養う。
- (2) 自己の適性や能力に応じた活動を通して、生徒の心身の健全育成を図り、体力・粘り強い精神力・社会性などを養う。

2. 目標

- (1) 礼儀正しく行動のできる生徒。
- (2) 協同性を身に付け、責任感のある生徒。
- (3) 技を磨き、心身を鍛える生徒。
- (4) 創意・工夫し、考えて行動できる生徒。

3. 部活動の設置条件

職員組織・施設等を考慮のうえ、生徒の活動意欲をできるだけ満たしていくよう全職員の協力のもと設置していく。

4. 部活動における事故

事故災害は活動中・試合中（練習試合も含む）・引率中・下校中その他において発生が予想されるが、その責任については日本スポーツ振興センターで補償を行い、顧問教師に責任を負わさない。事故が起きた場合は、部顧問はその状況を取りまとめ、養護教諭、管理職へ報告する。

5. 運営方針

- (1) 部活動を本校の教育活動の一環として位置付けて行う。毎月の活動計画を作成し、管理職に報告する。
- (2) 健やかな心身の成長を図り、文武両道を目指すうえで部活動の入部を推奨する。
- (3) 部の指導は全職員を割当て行う。
- (4) 顧問が指導にいけない場合は副顧問、外部コーチ、近くの顧問に指導を依頼する。
- (5) 対外試合、練習試合及び校外での活動は学校長の許可を得て行う。
- (6) 部顧問会を開き部活動での諸課題を話し合う。（月1回程度）
- (7) キャプテン会を開き問題点の話し合いや部室点検を行う。（月1回程度）
- (8) 外部指導者については、部活動主任と相談の下学校長の許可を得て決定し全職員へ周知する。
- (9) 部活動の経費は村教育委員会予算や部育成会予算を持って当てる。
- (10) 部活動運営を円滑にするため保護者の理解や協力体制の確立を図り、部育成会、保護者の会を結成する。
- (11) 地区陸上大会、地区駅伝大会に向けては全校生徒を対象に選抜し全職員の協力を得て優先的

に取り組む。

(12) 転部、退部、休部の際は、保護者、学級担任、顧問同士で連携を密にする。

6. 本校の設置部

①野球	②サッカー	③男子バスケット	④女子バスケット	⑤男子ソフトテニス
⑥女子ソフトテニス	⑦女子バレーボール	⑧吹奏楽	陸上・駅伝	硬式テニス

※設置外の部活で大会などの引率がある場合、大会引率として顧問を配置する。

7. 部活動のきまり

(1) 入部、転部、退部、休部の際は保護者と本人の連名により届け出る。(次ページ掲載)

(2) 原則として水曜日、日曜日は部活動を休みとする。ただし、中体連夏季総体、地区陸上、地区駅伝、地区新人、吹奏楽主要コンクール及び県大会等の出場が決定した場合は、保護者の承諾、学校長の許可を得て、2週間前から活動しても良い。また、第3日曜日は家庭の日とし、完全休養日とする。

(3) 長期休業は事前に活動日を計画し、それに基づいて活動する。

(4) 早朝練習は部顧問が必ず監督することを原則とし、活動7:00、開始7:40までに活動を終える。

(5) 定期テスト前は1週間活動を停止する。(早朝練習も停止とする。)但し、大会がある場合は、保護者の承諾、学校長の許可を得て活動することができる。(活動時間は60分以内とする)

(6) 活動時

①活動開始時間は帰りの会終了後。練習時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とする。準備、ミーティング、遠征時の時間等は含まない。

②活動終了時間と下校時間

	終了時間	完全下校時間
4月～9月	18:30	18:45
11月～1月	17:35	17:50 ※但し、スクールバスの利用者はバスの時刻を完全下校とする。
10月・2月・3月	18:00	18:15
土曜日	12:00	12:15
長期休業	12:00	12:15

(7) 部活動で使用する用具は部室で保管する。部室は部活動以外では使用しない。

(8) 部活動の自転車通学は休日においても自転車通学許可生徒以外は許可しない。

(9) 休日も部活動での携帯電話、音楽機器等の使用、持ち込みを禁止する。

